

規制シート(様式)

(別紙1)

090197600570001
180197600570001

平成27年7月7日

規制の名称	訪問購入に係る規制	所管府省	消費者庁、経済産業省
根拠法令等	特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消費者庁取引対策課長 山田 正人 経済産業省商務情報政策局商務流通保 安グループ商取引・消費経済政策課消費 経済企画室長 伊藤 正雄
規制目的	特定商取引を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>【購入業者への行政規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、売買業者の氏名等を明らかにしなければならない。 ・勧誘の要請をしていない者に対して勧誘をしてはならない。 ・契約内容を明確にした書面を交付しなければならない。 ・クーリング・オフ期間内に物品を第三者に引き渡す際には、売主たる消費者に第三者に物品を引き渡した旨等を通知する必要。 <p>【民事ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーリング・オフ(8日間)が可能。 ・クーリング・オフ期間内であっても物品の引渡しを拒絶することができる。等 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	訪問購入に係る規定が追加(平成24年法改正)。	関連する政策評価結果	平成24年12月に訪問購入に係る規制内容の整備について政策評価(事前評価)を実施。
規制を維持、改革又は新設する理由	—	規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第49号)附則第4条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

090197600570001
180197600570001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>特定商取引に関する法律等の施行について(平成25年2月20日消費者庁次長 経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>